

蔵王協議会会費規程

第1条 蔵王協議会会則第19条第2項の規定に基づき、各構成員の年会費を次のとおり定める。

- (1) 山形大学医学部教授会 300,000円
- (2) 関連病院会 27,500円に加盟病院数を乗じた額
- (3) 山形大学医学部教室員会 200,000円

附 則

この規程は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月5日から施行する。